

第 6174 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月 5日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ ホールインワンの記念品代

Q：先日、社長が同業者団体のゴルフコンペでホールインワンを達成しましたので、会社でコンペに参加した人全員に記念品を用意します。この費用は、どのように取り扱われますか？

A：社長個人に対する給与として取り扱われます。

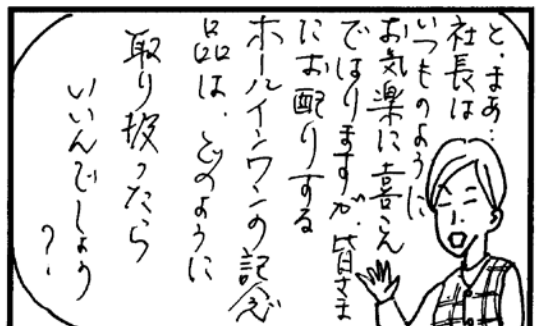
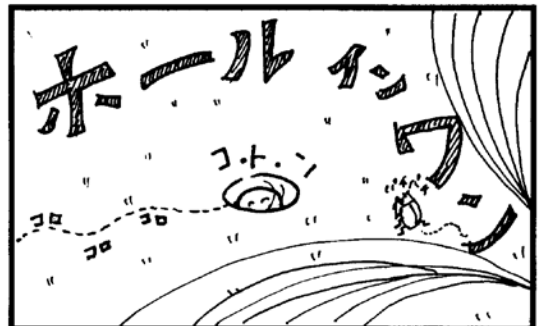
【解説】

法人が、ゴルフクラブに支出するプレーする場合に直接要する費用は、①その費用が法人の業務の遂行上必要なものであると認められる場合には交際費となり、②その他の場合にはその役員又は使用人に対する給与となります。

この場合の法人の業務の遂行上必要なものであると認められるものとは、ゴルフプレー代、食事代、交通費などをいいます。

ところで、ご質問のようなホールインワンを達成し、記念品を贈呈するという行為は、ホールインワンを達成した個人がその記念としてゴルフコンペ参加者に対して行うもので、その行為は、法人とは関係のない私的な行為と考えられます。

したがって、会社がホールインワン達成記念品の購入費用を負担するという場合は、その費用は、交際費ではなく、社長に対する給与として取扱われることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】